

発明推進協会からご提供する企業支援サービスについて

Providing the services for Business Support from Japan Institute for Promoting Invention and Innovation

一般社団法人発明推進協会 知的財産研究センター調査研究グループ参事 **赤穂 州一郎**

PROFILE 平成13年4月特許庁入庁。特許審査官として、情報処理、情報セキュリティ、映像システム分野の特許審査に従事。この間、システム開発室、特許情報企画室を経て、平成27年7月より現職。

1 はじめに

「一般社団法人 発明推進協会」は、「知的財産権制度の普及啓発及び知的財産権の利用促進、発明の奨励、青少年等の創造性開発育成等を行うことにより、科学技術の振興を図り、もって我が国の産業及び経済の発展に寄与することを目的」（発明推進協会 定款第3条）として、2012年4月に従来の「社団法人 発明協会」からの移行法人として設立された法人であり、現在、上記目的に則り、研修事業、図書刊行事業、調査研究事業、国等からの委託事業等を実施しているところである。

今回は、今年度、発明推進協会が実施している各種事業のうち、特に、各企業における知財活動の支援に資するものを中心に幾つか紹介したい。

2 平成27年度特許庁委託事業「中小企業等特許情報分析活用支援事業」について

各企業においてイノベーションを促進する上では、戦略的に、知的財産を適切に保護し、その活用を促進することは非常に重要となる。その一方、知的財産の保護活用を研究開発や経営戦略に活かすためには、高度な専門的知識や豊富な実務経験を有する人材の育成・確保が必要であるが、このような体制を構築することは、特に、中小企業等¹においては、必ずしも容易とはいえない。

このような背景のもと、現在、国は、イノベーションの源泉、地域雇用の担い手としての中小企業等の役割を重視するとともに、知的財産の保護活用の促進の観点からも多種多様な中小企業知財支援施策を講じているところである。ここでは、このような中小企業等の知財支援施策の一環として、平成27年度に実施されている、特許庁委託事業（受託：発明推進協会）「中小企業等特許情報分析活用支援」事業について簡単に紹介したい。

本事業では、中小企業等への知的財産面の支援として、大きく、出願前の「研究開発・出願段階」と出願後の「審査請求段階」とのフェーズに区分し、各フェーズに対応した、特許情報を活用した支援を実施している。

まず、前者の「研究開発・出願段階」での支援においては、主に、膨大に存在する特許情報の中から、各企業が保有する技術に関連する技術情報を様々な観点で分析（例えば、特許マップ²を作成）することを支援することにより、自社の研究開発の現在地の把握、今後の技術開発の方向性や投資判断等の決定、オープンクローズ戦略を含む出願戦略策定等に繋げることを目的とするものである。

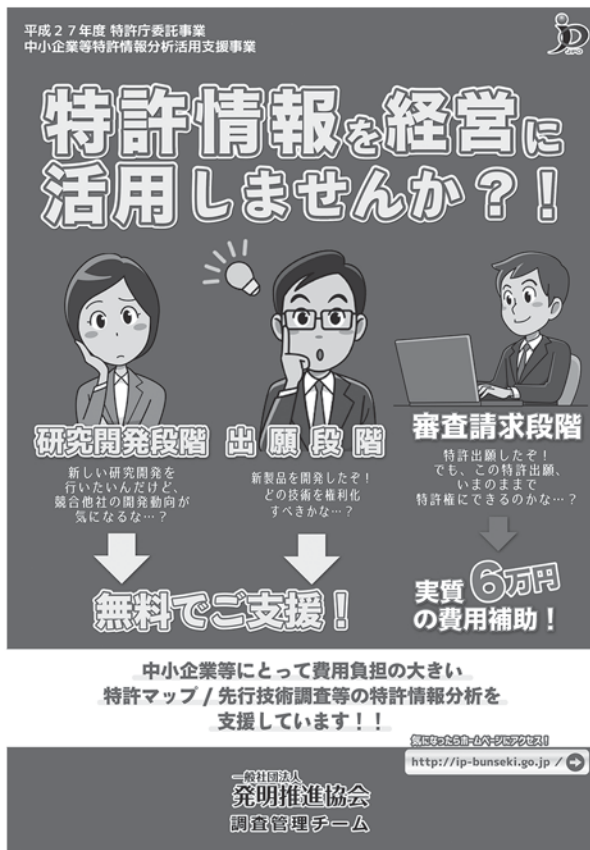
また、後者の「審査請求段階」での支援においては、出願された技術に関連する先行技術文献調査を、特に資金面から補助することによって、各企業の出願について、無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減や、類似する先行技術を基準にした適切な権利範囲の設定等を容易にすることを目的とするものである。

1 本事業の「中小企業等」には、中小企業のみならず、地方公共団体、都道府県等中小企業支援センター、商工会議所や商工会等の経済団体、生産者事業協同組合等も含まれる。

2 「特許マップ」とは、技術開発における「地図」であり、膨大な特許情報を収集・分析して、その結果を図や表としてわかりやすく表現したものである。

いずれの支援も、中小企業等において必ずしも容易ではない特許情報の活用（技術の把握・検索・分析等）を、人材面・資金面からバックアップにより、中小企業等においても、特許情報を活用した研究開発・知的財産戦略の策定を可能とすると共に、今後の中小企業等における企業経営戦略の一手法としての特許情報分析の普及をも目指すものである。

ここでは、紙幅の都合上、本支援への応募条件等を詳細に説明することは難しいが、本事業にご興味を持たれた方は、是非、専用 HP³ にアクセスを頂き、自社での活用を検討いただきたい。



平成27年度 特許庁委託事業
中小企業等特許情報分析活用支援事業

特許情報を経営に活用しませんか?!

研究開発段階
新しい研究開発を行いたいんだけど、競合他社の開発動向が気になるな…?

出願段階
新製品を開発したぞ! どの技術を権利化すべきかな…?

審査請求段階
特許出願したぞ! でも、この特許出願、いまのままの特許権にできるのかな…?

無料でご支援!

実質6万円費用補助!

中小企業等にとって費用負担の大きい
特許マップ/先行技術調査等の特許情報分析を
支援しています!!

一般社団法人 発明推進協会
調査管理チーム

<http://ip-bunseki.go.jp/>

図1 「中小企業等特許情報分析活用支援事業」パンフレット

3 中小企業等への総合支援サービス～ワンストップサービス～

発明推進協会では、中小企業等を対象として、知的財産の創造・保護・活用の様々な段階で利用頂くサービスをワンストップで提供している。本サービスでは、利用

3 「中小企業等特許情報分析活用支援事業」HP
(URL : <http://ip-bunseki.go.jp/>)

者からの知的財産に関する様々な悩みや不安を伺うとともに、他社特許の侵害調査、競合他社の技術開発状況の把握等の特許情報分析、自社社員への知財教育支援等の各種サービスメニューから各利用者に応じたカスタマイズ・アレンジを行い、効果的なメニューを提案するものである（図2）。

さらに、依頼された特許情報分析調査等の結果を踏まえた今後の展開についてのコンサルティングも実施している。

もし、知的財産に関するお困り事がある際には、是非、HP⁴等を参照頂き、本サービスのご利用も検討いただきたい。

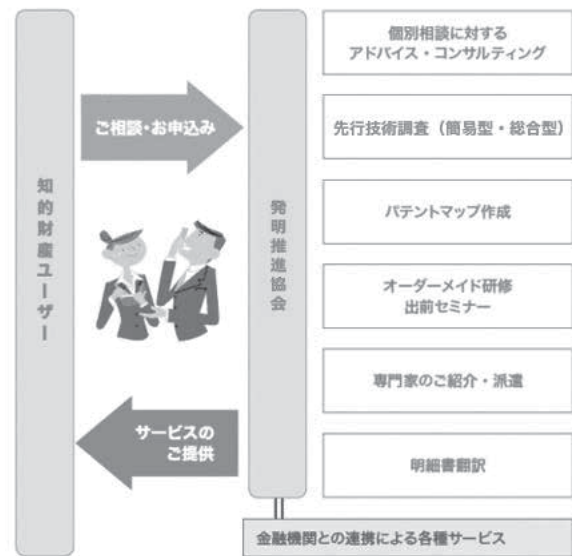


図2 知的財産ワンストップサービスイメージ

4 企業支援という観点からの各種情報提供

新興国市場の成長、情報技術の革新等、企業経営を取り巻く環境が急速に変化している中で、日本企業にとってもグローバルな市場を視野に入れた知的財産戦略を策定する必要があるが、そのためには、国内外の知的財産制度についての高度な知識を有する人材育成も重要となる。このような背景のもと、発明推進協会においても、知的財産権制度の普及啓発等の観点から、様々なニーズに応じた情報提供を行うことで各種支援を行っている。

4 「知的財産ワンストップサービス」HP
(URL : <http://www.jiii.or.jp/onestop/>)



4.1 海外展開企業等への情報提供～外国産業財産権管理マニュアル Web サービス～

海外を視野にいれた知的財産戦略を策定する上で、各国の知的財産制度・出願手続等を網羅的に把握することは非常に重要である。

そこで、発明推進協会では、特許庁や関係機関が作成している法律・制度概要、侵害対応マニュアル、判例紹介等の資料とは別に知財管理実務において、日本企業が特に高い関心を寄せている国・地域の知財庁への手続きや、応答期限等の出願管理実務に特化して必要な情報・様式を収集し、Web サービスを提供することにより、日本企業の海外進出を支援している。

本マニュアルの構成としては、各国の産業財産権制度の概要、現地情報、出願フローチャート、出願関係提出書類書式等の出願に必要な情報に加えて、各国固有の暦換算表、特許検索システムガイド、総合リンク集等の補助的な情報を提供している（図3）。

平成27年4月現在、19の国・機関について作成済みであり、今後も随時追加する予定である。

是非、ご興味のある方は、HP⁵を参照頂き、各企業に

5 「外国産業財産権管理マニュアルWebサービス」HP
(URL : <https://www.hanketsu.jiii.or.jp/fmanual/>)

おける専門家育成や知財管理サポートツールとしての活用を検討いただければ幸いである。

4.2 企業等での知財実務者育成支援～知財エキスパート養成研修2015～

発明推進協会では、企業が知的財産に基づいて国際競争に勝ち抜くために必要とされる知的財産人材を育成するための様々な研修を用意している（図4）。

これらの研修は、受講者の多種多様なニーズ（知的財産の考え方を体系的・網羅的に学習したい、特定・個別のテーマに応じて社内で研修をしたい、通勤の空き時間に知財の勉強をしたい等）に合わせて揃えられたものである。

ご興味のある方は、是非、HP⁶を確認頂き、企業における知財実務者育成のツール等として、ご活用を検討していただきたい。

6 「知財エキスパート養成研修2015」HP
(URL : <http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaikenshu.html>)

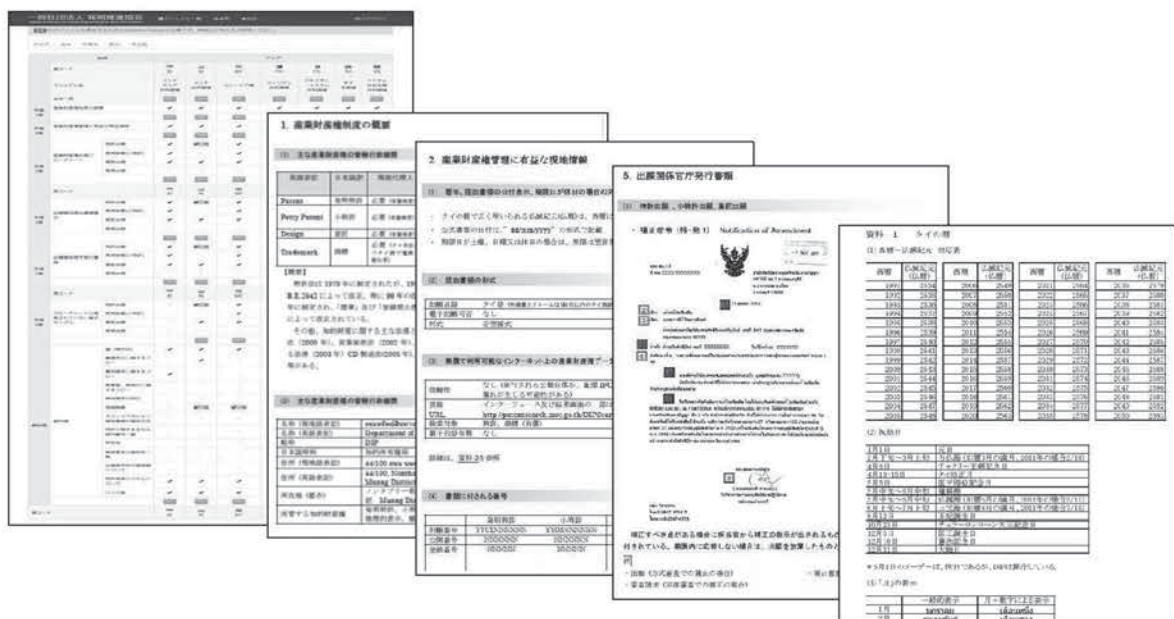


図3 外国産業財産権管理マニュアルの例（左からログイン後画面、産業財産権の概要、現地情報、各種書類、暦情報）

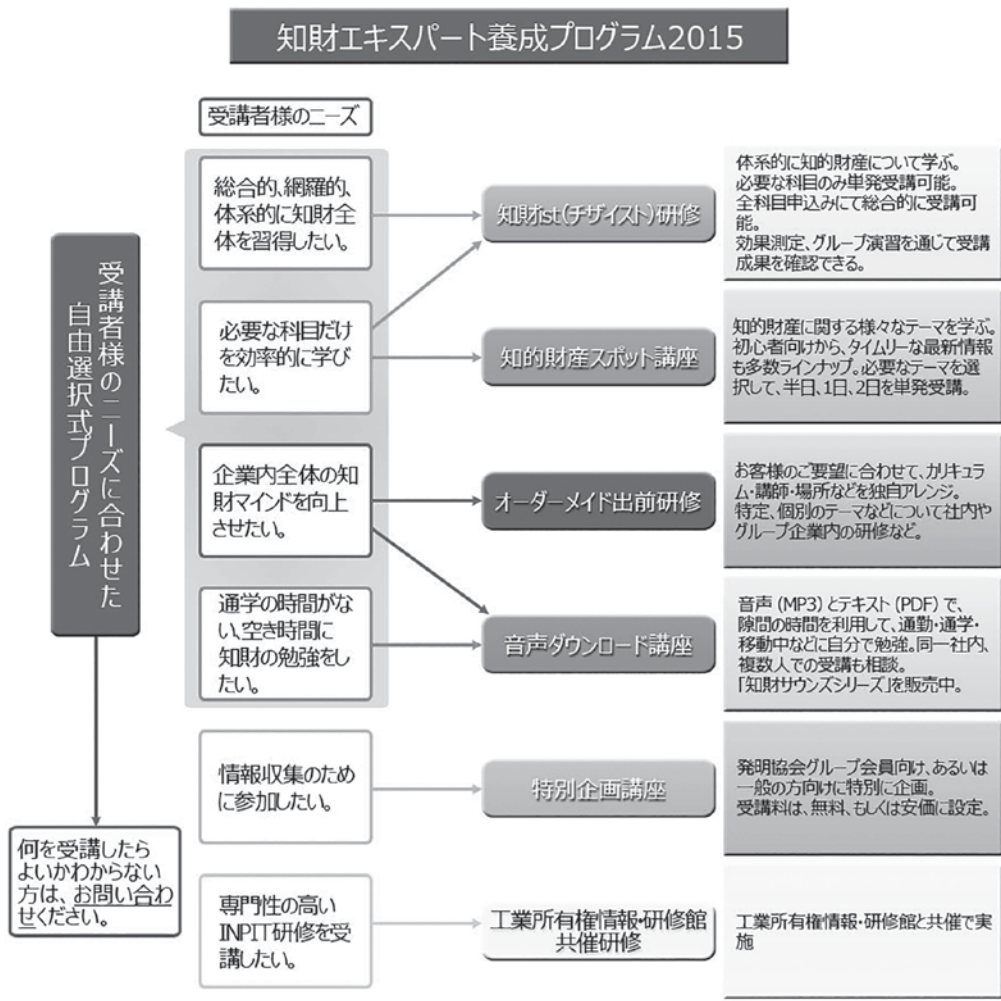


図4 知財エキスパート養成研修 2015 全体像

5 さいごに

今回、発明推進協会からご提供しているサービスのうち、企業支援に資するものを中心に紹介したが、発明推進協会では、これ以外にも、従前より実施している知的財産関連の各種書籍の刊行事業や、知的財産総合支援窓口による支援等を通じて、知的財産制度の普及啓発及び知的財産の利用促進に寄与しているところである。

今後とも、このような発明推進協会の各種活動に対して、皆様のご理解とご協力を賜れば幸いです。

